

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、揖斐川町、大野町及び池田町における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年 5月20日

岐阜県知事 古田 肇

町名	期日	時間	場所	地域
揖斐川町	令和6年 6月26日 (水)	午前10時から 正午まで	揖斐川町商工会館 (揖斐川町上南方165-1)	久瀬 藤橋 坂内 春日
	6月27日 (木)	午前10時から 午後2時30分まで	揖斐川町商工会館 (揖斐川町上南方165-1)	北方 小島 脛永 谷汲
	6月28日 (金)	午前10時から 午後2時30分まで	揖斐川町商工会館 (揖斐川町上南方165-1)	揖斐川町 全 域
大野町	7月5日 (金)	午前10時から 午後2時30分まで	J A いび川 大野支店 (大野町大字大野201-1)	大野町
池田町	7月11日 (木)	午前10時から 午後2時30分まで	J A いび川 池田支店 (池田町青柳37-3)	池田町
	7月12日 (金)	午前10時から 午後2時30分まで	J A いび川 池田支店 (池田町青柳37-3)	池田町